

令和6年小田原市議会3月定例会議案

(報告第1号～報告第4号)

令和6年2月14日提出

目 次

報告第 1 号 専決処分の報告について……………	1
報告第 2 号 専決処分の報告について……………	3
報告第 3 号 専決処分の報告について……………	5
報告第 4 号 専決処分の報告について……………	7

報告第 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成27年小田原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

令和6年1月31日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用する規定に係る用語の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成27年小田原市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第8号及び第9号並びに第8条第2号中「第140条の62の3第2項第4号」を「第140条の62の3第2項第6号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 1 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 3 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市漁港管理条例及び小田原市風致地区条例の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 小田原市漁港管理条例（昭和39年小田原市条例第75号）第1条
- (2) 小田原市風致地区条例（平成26年小田原市条例第3号）第3条第21号

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、同法の題名を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 4 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 5 年 12 月 28 日
- 2 損害賠償額 10,535 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 5 年 10 月 12 日午前 8 時 30 分頃、相手方が自転車で市内飯泉 462 番 1 付近の農道を走行していたところ、路面の穴状の損傷箇所において転倒し、負傷するとともに、自転車の一部を破損した。

